　事務連絡

令和３年９月６日

各介護保険施設　管理者　様

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課

介護保険指導・監査グループ

「安全管理体制未実施減算」及び「安全対策体制加算」について

平素より、本県の高齢者福祉行政の推進に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進するため、本年４月の介護報酬改定により新設された「安全管理体制未実施減算」及び「安全対策体制加算」については、経過措置期間が設けられております。

経過措置期間の終了期限を迎えるにあたり、下記のとおり実施状況について確認を行いますのでよろしくお願いいたします。

記

１　安全管理体制未実施減算（担当者の配置の義務化：令和３年10月１日より）

　　現在、安全管理体制未実施減算の有無について届出がない施設については、令和３年10月１日まで（必着）に加算届を提出願います。

**期日までに加算届の提出がない場合には、減算型として取り扱うのでご留意願います。**

　なお、既に届出をしている施設においては対応は不要ですが、実施状況が変更になる場合には加算届を提出願います。

　　【提出書類】

（１）別紙１「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」

（２）別紙２「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」

（３）チェック表６０

（４）安全対策に係る外部研修修了証の写し

（５）担当者の勤務形態一覧表

２　安全対策体制加算（安全対策に係る外部研修の受講期限：令和３年10月31日）

　　現在、安全対策体制加算を算定している事業所においては、令和３年11月１日まで（必着）に以下の書類を提出願います。

（１）チェック表６０

（２）安全対策に係る外部研修修了証の写し

（３）担当者の勤務形態一覧表

**期日までに上記（１）～（３）の書類の提出がない場合には、安全対策体制加算を算定しないこととします。施設においては、令和３年４月から10月までに算定した当該加算を、遡り返還していただくことになりますのでご留意願います**。

なお、令和３年10月から安全対策体制加算を取得しようとする施設において担当者が研修未了の場合は、研修の申込書等を提出いただき、修了証については後日提出願います。

※ 加算届出様式の掲載先（茨城県ホームページ）

「茨城県トップページ」 ⇒ 「茨城で暮らす」 ⇒ 「福祉・子育て」 ⇒ 「介護保険」 ⇒

「事業者届出関係」 ⇒ 「介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する届出（令和３年度～）からご覧になれます。

|  |
| --- |
| ＜問い合わせ先＞  　茨城県保健福祉部長寿福祉推進課  　介護保険指導・監査担当  　〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6  　TEL：029-301-1111(内線3344・3345・3323・3315)  　FAX：029-301-3348  　E-mail:chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp |